地方会組織の事務局運営費補助金経理事務取扱に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、地方会組織に関する規則第9条に規定する事務局運営費補助 金の経理事務について定めるものである。
- 2 本医学会は、地方会組織の事務局運営費の一部として補助金を支出する。
- 3 補助金の額については、別に定める。
- 4 経理事務の責任者は、地方会組織の役員(代表幹事等)とする。
- 5 経理事務の責任者は、補助者を指名し、補助金の執行を行わせることができる。
- 6 経理責任者は、予め第3項の金額の範囲内で支出計画書を提出し、医学会の事 務局に請求する。
- 7 経理責任者及び補助者は、補助金の執行に当たり本医学会の経理として適正に 処理する。
- 8 補助金を経理するため帳簿及び関係書類を整備することとし、収支に係る項目は、概ね次のとおりである。

【支出項目】

- (1) 賃金
- (2) 旅費交通費
- (3) 通信運搬費
- (4) 什器·備品費
- (5)消耗品費
- (6) 会議費
- (7) 雑費

【収入項目】

- (1) 補助金
- (2)受取利息
- 9 経理責任者は、収支報告書を作成し、翌年度の4月15日までに関係書類と併せて本医学会事務局に提出する。

附則

本申し合わせは、平成17年 1月29日より施行する。

附則

本申し合わせは、平成26年11月29日より施行する。